

東京農業大学第一高等学校・中等部同窓会奨学金規程

- 第1条 東京農業大学第一高等学校・中等部同窓会（以後同窓会という）は母校の発展、並びに後輩育成の為に奨学生基金を設ける。
- 第2条 奨学生基金は広く同窓生及びこの目的の賛同者に寄付を募る。
- 第3条 奨学生基金より毎年2月20日迄に奨学生運営金口座に入金する。
- 第4条 毎年3月中に次年度の奨学金と人数を役員会で決定する。
(1)授業料の半額を支給する。
(2)原則として各学年1名とする。（中学3名・高校3名・計6名）
(3)第2回目の授業料支払日前に学校に届けてある個人の口座に振り込む。
- 第5条 奨学生の有資格者は、下記の3項目の条件の何れかを満たしている東京農業大学第一中学及び高等学校の生徒とし、その選考は学校長に委嘱する。
(1)学業またはクラブ活動等に秀でた者
(2)何等かの経済的理由により就学に支障をきたす者
(3)その他、特に学校長及び委員長が認めた者
- 第6条 前条に基づき、選考は各年度5月末日迄に、学校長が決定し役員会に報告する。但し、奨学生が前年度と重複しても構わない。
- 第7条 学校長は奨学生が次の事項に抵触した場合、年度の中途において、奨学生の待遇を停止させ、奨学生を返済させることができる。
(1)虚偽の申請をしたとき。
(2)学則に違反したとき。
(3)著しく学業に対する意欲に欠けるとき。
(4)その他、学校長が奨学生としての資質に欠けると判断したとき。
- 第8条 奨学生が休学（留学を含む）または退学をしたときは、その月より奨学生の待遇を停止し、差額分の奨学金の返済を受けるものとする。
- 第9条 第7条及び第8条で該当者が出た場合は、学校長は速やかに役員会に報告する。
- 第10条 奨学生に関する事務は、同窓会会計委員と役員会で所管する。
- 第11条 奨学金の事業報告は、役員会より総会に報告する。
- 第12条 この規程の改正は、総会の議を経て行なう。
- 〔附則〕 この規程は平成5年度の新入生から施行する。
この規程は平成20年7月5日より改正及び之を施行する。